

重 要 事 項 説 明 書

(指定通所介護)

当施設は介護保険の指定を受けています

(静岡県指定No.2 2 7 2 1 0 0 9 6 3)

社会福祉法人 富士宮福祉会
デイサービスセンター いちばん星
電話番号 0544-29-7781

☆★目 次★★

- 1 事業所の概要
- 2 事業者の職員の概要
- 3 主な職種の勤務体制
- 4 通所介護施設の概要
- 5 営業日及び時間
- 6 通所介護の運営方針
- 7 当事業所が提供するサービスと利用料金
 - (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
 - (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス
 - (3) 利用料金のお支払方法
 - (4) 利用の中止、変更
- 8 苦情の受付について
 - (1) 事業所における苦情の窓口
 - (2) 行政機関その他の苦情受付機関
- 9 事故発生時の対応
- 10 緊急時の対応
- 11 非常災害時の対策と対応
- 12 サービスを利用するにあたって
- 13 業務継続計画の策定について
- 14 虐待防止に関する事項
- 15 その他

1 事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 富士宮福祉会		
法人の所在地	〒418-0035 静岡県富士宮市星山 1058 番	電話番号	0544-23-3302
代表者氏名	理事長 村松かつ子	設立年月日	平成 13 年 1 月 23 日

(事業所の概要)

事業所の種類	指定通所介護事業所		
介護保険事業所番号	No.2272100963		
事業所の目的	指定通所介護は、介護保険法に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的として、利用者に日常生活を営む為に必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。		
事業所の名称	デイサービスセンターいちばん星		
事業所の所在地	〒418-0041 静岡県富士宮市淀川町 35-15	電話番号	0544-29-7781
事業所長(管理者氏名)	城内 由行		
指定年月日	平成 22 年 6 月 15 日	開設年月日	平成 22 年 6 月 15 日
利用定員	33 名		
第三者評価の有無	無		

2 事業者の職員の概要

職 種	員 数	勤務の体制		保有資格・その他
		常勤	非常勤	
管 理 者	1	1		
生 活 相 談 員	2	1	1	介護福祉士
看 護 職 員	2	0	2	看護師
介 護 職 員	7	5	2	介護福祉士・ヘルパー 2 級
機 能 訓 練 士	2	0	2	看護師・保健師（看護職員と兼務）

3 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介 護 職 員	勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
看 護 職 員	勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4 通所介護施設の概要

定 員	33 人
食堂及び機能訓練室	166.26 m ²
浴 室	一般浴槽 ・ 機械浴槽 27.37 m ²
その他の施設	○相談室 8.75 m ² ○厨房 24.11 m ² ○送迎車 5 台

5 営業日及び時間

営 業 日	月曜日～金曜日（土曜日と日曜日は定休、12月31日～1月3日は休業）
受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	午前 9 時 20 分～午後 4 時 30 分まで

6 通所介護の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、事業者が必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消や心身の機能を維持し利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として運営します。

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 10 条参照）

①基本部分

要介護度	通常規模型 通所介護費単位数 7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	6 5 8 単位/日
要介護 2	7 7 7 単位/日
要介護 3	9 0 0 単位/日
要介護 4	1, 0 2 3 単位/日
要介護 5	1, 1 4 8 単位/日

②その他の介護給付対象となる加算

加 算	算 定 条 件	単位数
入浴介助加算	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。	4 0 単位/回
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の 50%以上が介護福祉士であること	1 8 単位/回
送迎が実施されない場合の 減算	送迎を実施しない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施しない場合）は減算	4 7 単位/片道
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合加算	感染症又は、災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前月度における平均の利用者数より、5 %以上減少した場合、利用者数が減少した翌々月から 3 月以内に限り算定可能。	所定内単位数の 3 %を加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数に 10.9%を乗じた単位数を算定し、自己負担料金は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に準ずる。	

※富士宮市は地域区分が「7 級地」であるため、上記表の単位数に 1 0. 1 4 円を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合が自己負担となります。

※介護保険給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額個人負担となります。

＜サービスの概要＞

- ① 食 事・・・当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体及び嗜好を考慮した食事を提供します。（但し、食費は別途いただきます。）利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ② 入 浴・・・入浴又は清拭を行います。一般入浴が困難な方は機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排 泄・・・利用者の排泄の介助を行います。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が 保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

○以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

種 類	金 額 等	備 考
食事の提供 (食材料費、調理費含む)	1回あたり760円	利用者に提供する食事にかかる費用です。
おやつの提供 (食材費、調理費含む)	150円／1回	利用者に提供する食事の材料費および調理費にかかる費用です。
レクリエーション、クラブ活動 (趣味娯楽費)	必要に応じて材料代等の実費をいただきます。	利用者の希望または選択によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。

○送 迎（通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に関する費用は、利用者の負担となります。）

通常の実施地域	富士宮市・富士市	無 料
その他の地域	実施地域を越えてから片道10km未満	無 料
	実施地域を越えてから片道10km以上	片道200円

○キャンセル料（利用者の都合により当日の通所介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、速やかに当事業所にご連絡下さい。※利用料負担金：一割負担分。

時 間	キャンセル料	備考
サービス利用当日午前9時まで	無料	
サービス利用当日午前9時以降	介護保険一割負担分	
連絡がない場合	介護保険一割負担分	

（３）利用料金のお支払方法（契約書第13条参照）

① 請求方法

当事業所に支払う料金の支払方法については、1ヶ月毎の清算となります。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金をご請求いたしますので、25日までにお支払下さい。

② 支払方法 ＜支払方法は、次の中から選び下さい＞

口座自動 引落し	利用できる金融機関	富士宮郵便局 富士宮信用金庫 など
	振 替 手 数 料	無 料
	振 替 日	毎月25日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）

振 込	振込先銀行口座	スルガ銀行 富士宮支店 〈普通〉 No.3 0 4 0 9 2 3 社会福祉法人 富士宮福祉会 デイサービスセンター いちばん星 所長 土井 正孝
		富士宮信用金庫 駅南支店〈普通〉No. 0 1 6 2 1 1 9 社会福祉法人 富士宮福祉会 理事長 村松 かつ子
	振り込み手数料	利用者負担
現 金	現金でのお支払を希望される方は、星の郷事務所（星山）までご持参ください。	
	支払できる日	月～金曜日 9時～17時 〈祭日・12/28～1/4を除く〉

（４）利用の中止、変更（契約書第１１・１２条）

- 利用予定日又は利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの中止又は変更する場合は、利用日当日の午前９時までに事業者に出し出して下さい。また、利用者の都合により、通所介護サービスの地用を追加する事も可能になります。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出し出して下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の活動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の申し出をされた場合、キャンセル料として「介護保険一割負担額」をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

８ 苦情の受付について（契約書第１８条参照）

（１）事業所における苦情の窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口または第三者委員で受付いたしております。

○苦情受付相談窓口	塩澤 真由美
○受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 ８時３０分～１７時３０分
○電 話 番 号	０５４４－２９－７７８１
○第 三 者 委 員	
遠藤 久子	電話番号：０５４４－２６－２４７８
石川 明弘	電話番号：０５４４－２４－４６７６

（２）行政機関その他の苦情受付機関

富士宮市 高齢介護支援課 富 士 市 介 護 保 険 課	電話番号 ０５４４－２２－１１４１ 電話番号 ０５４５－５５－２７６７
静岡県国民健康保険団体連合会	所 在 地 静岡市葵区春日町２丁目４－３４
	電話番号 ０５４－２５３－５５９０
静岡県福祉サービス運営適正化委員会 (県総合社会福祉会館内)	所 在 地 静岡市葵区駿府町１－７０
	電話番号 ０５４－６５３－０８４０

９ 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・居宅介護支援事業所、市町・関係医療機関等への連絡など、適切かつ必要な措置を講じるものとし、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。なお、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとしします。

1 0 緊急時の対応（契約書第 8 条参照）

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族へ連絡し、主治の医師や歯科医師等への連絡等必要な措置を講じます。利用が難しい場合は、ご家族等で迎えに来ていただく場合があります。

また、緊急性が高いと判断した場合、ご家族・関係機関に連絡の上、施設から救急搬送等の措置を行います。

1 1 非常災害時の対策と対応

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な整備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回利用者及び従業者等の訓練を行います。

災害時には、安全性を確保する為、急遽サービス提供内容を変更または中止する等対応を協議させて頂く場合があります。

1 2 サービスを利用するにあたって

＜サービスの利用方法＞

① 利用開始

居宅サービス計画を依頼している居宅介護支援事業者を通じて、利用申込をして下さい。

② サービスの終了

ア. 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに、居宅介護支援事業者を通じご連絡下さい。

イ. 自動終了

次の場合には、サービスは終了となります。

- 利用者が介護保健施設に入所したとき。
- 利用者の要介護度が非該当(自立)と認定されたとき。
- 入院等により 1 ヶ月以上ご利用がないとき。
- 利用者が死亡したとき。

ウ. その他

- 当事業者が、正当理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- 利用者がサービス利用料金を 6 ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が事業者に対してこの契約を継続しがたいほど背信行為を行った場合には、文書で利用者に通知することによりこのサービスを終了させていただくことがあります。

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

15 その他

- ① 都合によりお休みをするときには、なるべく早めにご連絡ください。(0544-29-7781)
当日の朝は午前8時45分までお願い致します。
- ② ご利用当日の朝は、体調を確認して、発熱等体調の悪いときにはご利用を見合わせてください。また、看護職員による体温・血圧・脈拍等の健康診断の結果、利用者の身体状況が通常と異なる等の異常が見られた場合は、当日の利用が中止になる場合がございます。
- ③ サービス利用時には、貴重品・食品等をお持ちにならないで下さい。
- ④ サービス利用時には、事業所指定の連絡帳を提出してください。
- ⑤ あらかじめ食事を取らない事がわかっている方は、事業所までご連絡ください。(0544-29-7781)
(利用日当日のお申し出については、食材費をいただくこととなりますのでご了承ください)
- ⑥ 利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行わないようにして下さい。
- ⑦ 利用回数の変更や曜日の変更については、居宅サービス計画を依頼している居宅支援事業者にご相談下さい。
- ⑧ サービス内容等、利用者の事については、当事業所の職員にお気軽にご相談下さい。

令和 年 月 日

<事業者>

指定通所介護の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所 在 地 静岡県富士宮市淀川町35-15

名 称 デイサービスセンター いちばん星

事業者名 社会福祉法人 富士宮福祉会

事業所長（管理者）氏名 城 内 由 行 印

説明者氏 印

<利用者>

この説明書により、指定通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

(利用者本人) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印